

マックスインドアゴルフ24

ー 利用規約 ー

第1条（目的）

本規約は、株式会社マックス（以下「当社」といいます。）が管理・運営するマックスインドアゴルフ24（以下「当施設」といいます。）の入退会や利用に関するルールを定めることを目的とします。

第2条（会員制）

- 1 当施設は会員制とします。当施設に会員登録をし、入会した者を会員とします。
- 2 当施設に入会しようとするときは、本規約その他当社が定める規則を承諾し、当社所定の入会申込手続きをしなければなりません。
- 3 前項の入会申込手続きをし、当社が会員として適切と判断した申込者は、本規約その他当社が定める規則に従うことを承諾することにより、当施設への入会が認められます。
- 4 入会する本人が未成年者の場合、本人と保護者の連名で申し込み手続きを取らなければなりません。この場合、保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担するものとします。
- 5 会員は、本規約その他当社が定める規則、施設内の諸規則を全て遵守しなければなりません。

第3条（入会資格）

次の各号のいずれかに該当する者は、会員になることができません。

- （1）本規約その他当社が定める規則を遵守できない者
- （2）入会申込手続きにかかる申込者と同一人物であることを確認できない者
- （3）暴力団もしくは反社会的勢力に属し、またはそれらに属する者と密接な関係を有すると当社が判断した者

- (4) 伝染病、その他他人に伝染または感染する恐れのある疾病に罹患している者
- (5) 医師等により運動を禁じられている者
- (6) 公序良俗に反する行為をするおそれがあると認められる者
- (7) その他、会員としてふさわしくないと当社が判断した者

第4条（会費と入会金等）

1 会員は、当施設会費および当施設入会金その他、当社の定める費用（以下「会費等」といいます。）を、当社所定の方法で支払うものとします。

2 会員は、当施設会費の当月分を前月の指定日（クレジット決済：20日、口座振替：27日）に支払うものとします。但し、入会時の初回支払時期については別途定めます。

3 会員は、実際の当施設利用の有無にかかわらず、当社が定める会費等を全額支払わなければなりません。

4 当社は、会費等の改定を行うことができます。その場合は、適用日の2週間前までに各会員に告知するものとします。

5 会員は、会費等その他当社への債務を支払期日までに履行しない場合には、支払期日の翌月1日から支払済みまで当施設の使用を制限します。その際は、未払いの会費等その他の債務と一括して、当社が指定する方法で支払わなければなりません。支払に要する振込手数料等の費用は、当該会員の負担とします。

第5条（入退室管理システム）

1 当社は、会員に対し、入退室管理システムのアプリケーションその他当施設利用のために必要なシステムの使用を許諾します（以下、当該システムを「メンバーコード」といいます。）。

2 会員が当施設に入室する際には、メンバーコードを使用するものとし、会員本人がメンバーコードを使用できない場合は、当施設に入室することはできません。

3 メンバーコードは、許諾された会員本人または当社が認める使用権限を有する者のみが使用でき、他の者が使用することはできません。

4 会員は、当社がメンバーコードの提示を求めた場合は、これに応じなければなりません。

5 会員は、メンバーコードを第三者に貸与することはできません。メンバーコードを無断貸与した場合は退会処分の対象となります。但し、当社が別途許諾した場合には、この限りではありません。

6 当社は、会員が会員資格を喪失した場合、または第10条に定める命令を受けた場合、メンバーコードを使用できなくする措置を講じることができます。

第6条（当施設の利用方法）

1 当施設は営業日の営業時間内において利用できるものとします。

2 当施設においては当社スタッフの在駐に関わらず、原則として会員自身で設備を利用するものとします。

3 利用できる設備は次のとおりとし、これ以外の設備は利用できません。

（1）ゴルフシミュレーター及びブース内付帯設備

（2）パッティングエリア

（3）更衣室、トイレ、ロッカー

（4）駐車場・駐輪場

4 会員は、体調が不良の場合は当施設の利用を控えるものとします。

5 会員は、設備の利用方法が不明な場合は、当社から必要な説明を受け、理解した上で利用するものとします。

6 会員は、設備の利用に適した服装で設備を利用するものとします。

7 会員は、設備の利用後は、会員自身で利用前の状態に戻さなければなりません。

8 会員は、当社が防犯目的で当施設内（更衣室、トイレを除きます。）に複数の防犯カメラを設置し、録画・記録することをあらかじめ承諾します。

9 会員は、設備を損害、汚損等した場合または設備が故障した場合は、あらかじめ当社が指定した連絡先に速やかに連絡しなければなりません。

10 火災、地震等の自然災害等が発生した場合、会員自身の責任と判断において避難等をするものとします。

第7条（会員以外の当施設の利用）

当社は、当社の定めるビジター会員、平日会員、全日会員、全日ロング会員、法人会員は、打席ルーム使用時のみ会員様監視の元、1回につき別途施設が定める人数を限度として、会員様が同伴した会員以外の者に当施設（トイレ、更衣室限定）利用を認めます。

第8条（会員プランの変更）

会員は、会員プランの変更を希望する場合には、変更希望月の前月の10日まで、当社所定の手続きをするものとし、その場合、翌月1日よりプランが変更となります。

第9条（禁止行為）

会員は、次の各号に定める行為をしてはなりません。

（1）本規約その他当社が定める規則、当施設に掲示されたルール、慣習上のルール、当社の説明および指示に反する行為

（2）当施設又はその敷地内において、物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、無許可のアンケート協力等の依頼行為、署名活動を行うこと

（3）刃物等の危険物や、他者または施設・器具を傷つける可能性のある物品をクラブ施設またはその敷地内へ持ち込むこと

（4）正当な理由なく他者の所持品に触れること

（5）当施設の利用を認められていない者を同伴させること

（6）メンバーコードを第三者に譲渡、貸与、その他当社に無断で会員本人以外の第三者に使用させる行為

（7）大声、奇声を発する行為、他の当施設利用者やスタッフを畏怖させる言動を行うこと

（8）他の当施設利用者やスタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為を行うこと

（9）正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフを拘束する等の迷惑行為を行うこと

（10）動物（あらかじめ許諾された介助犬は除く。）を館内に持ち込むこと

（11）他の会員の当施設利用を妨げる行為を行うこと

(12) 当施設の秩序を乱し、またはその名誉、信用もしくは品位を傷付ける言動をすること

(13) ゴルフブース内において以下の行為をすること

① 打席の内外を問わず、打席幅を越えるようなスイング（横振り等）を行うこと

② プレーヤー以外の方の打席、打席通路及び打席付近への立ち入り

③ 打席設備の移動、及び不適切と思われる使用を行うこと

④ 食事、喫煙、飲酒

(14) 喫煙ブース以外での喫煙や、指定場所以外での食事

(15) 当施設の設備や備付のボール、備品を損壊、汚損等し、又は持ち出す行為

第10条（立入りの禁止、退去）

1 当社は、次の各号のいずれかに該当する者につき、相当期間の当施設への立入りの禁止またはクラブ施設からの退去を命じることができます。

(1) 本規約その他当社が定める規則に違反した者

(2) 第3条に定める入会資格を欠いていたことが判明した者、または入会後に欠くこととなった者

(3) 体調不良、薬物使用等により正常な施設利用ができないと判断された者

(4) 著しく不潔な身体または服装である者

(5) 承諾なくメンバーコードを使用せずに入館した者

(6) 本規約の手続に従わず会員以外の者を入館させた者および当該入館した者

(7) 会費等を1か月以上滞納した者

(8) 上記(1)から(7)のほか、当社において当施設からの退去又は相当期間の当施設への立入りの禁止を命じることが適切であると判断した者

2 相当期間の当施設への立入りが禁止された場合、当該期間中であっても、会費等は発生します。

第11条（退会）

1 会員は、当社所定の手続きを行った上で、希望する月の月末をもって退会することができます。この手続きは、原則として当施設へご来店いただき退会の手続きを行う必要がございます。

2 退会手続は、退会を希望する月の10日までにを行うものとし、その場合、当該月の末日をもって退会となります。各月の11日以降に退会手続きがとられた場合は、翌月の末日をもって退会となります。

3 本条の退会手続きが完了しない間は、当施設の利用がない場合でも会費等が発生します。

4 会費等の未納分がある場合には、第1項の退会手続きと同時に完納しなければなりません。

第12条（届出等）

1 会員は、入会申込書等に記載した内容に変更があったときは、速やかに当社所定の手続きをもって変更の届出をしなければなりません。

2 当社または当施設から会員への諸通知等は、会員から届け出のあった住所またはメールアドレス等宛に行い、その発送をもって効力を有するものとし、未到達または延着等の場合でも、当社は発送後の責を負いません。

第13条（退会処分）

1 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員を強制的に退会させること（以下「退会処分」といいます。）ができます。

（1）本規約その他当社が定める規則を遵守しないとき

（2）当施設の設備、機材等を故意に毀損したとき

（3）当施設の内外にかかわらず、法令、条例または公序良俗に反する行為を行い、当施設の運営に影響が生じると判断されたとき

（4）第3条に定める入会資格を欠いていたことが判明したとき、または入会後に欠くこととなったとき（入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったときを含みます。）

（5）会費等を3か月以上滞納したとき

（6）当施設の合理的な指示・指導に従わないとき

(7) その他、社会通念に照らし、当施設会員としてふさわしくないと認めたとき

2 退会処分を受けた会員は、当該処分時から、全ての当社サービスを利用することができません。

3 退会処分を受けた会員に対しては、当社は、前納分または既払分の会費等があっても、これらを返還することはいたしません。

4 退会処分を受けた会員は、将来にわたり期間の定めなく、全ての当社サービスを再び利用することはできません。

第14条（資格喪失）

1 会員は、次の各号の場合には、自動的にその会員資格を喪失します。

(1) 退会した場合または退会処分を受けた場合

(2) 死亡した場合または法人が解散した場合

(3) 当施設が閉鎖された場合

2 前項第2号および第3号の場合には、資格喪失日の属する月の会費等につき、日割計算の上、精算するものとします。

第15条（会員資格の譲渡禁止等）

当施設の会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、贈与、遺贈、貸与、名義変更、質権の設定その他担保に供する等の行為または相続その他の包括継承はできません。

第16条（営業日および営業時間）

当施設の営業日、営業時間については、当施設ごとに、別に定めます。但し、気象災害等の理由により、事前告知なく変更する場合があります。

第17条（当施設の利用制限・休業）

1 当社は、次の各号の場合には、当施設の全部または一部の利用を制限することがあります。当該制限がなされた場合でも、別に定める場合を除き、会費等は発生します。

(1) 気象・災害等の影響が及ぶと判断し、営業が困難と認めたとき

(2) 施設、設備の点検、補修または改修をするとき（緊急対応時も含む）

(3) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき

(4) その他当施設の全部または一部の利用を制限する必要と認めるとき

2 前項の場合、事前にその旨を当施設または当施設のホームページ等にて告示します。但し、緊急を要する場合はこの限りではありません。

第18条（当施設の閉鎖・変更）

1 当社は、次の各号の場合には、当施設の全部または一部を閉鎖、もしくは変更することがあります。

(1) 気象・災害等により営業不能と認めたとき

(2) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他当施設の経営上等やむを得ない事由が発生したとき

2 当施設の閉鎖・変更の場合でも、その期間が1か月を超える場合のほかは、会費等は発生し、代替利用等の特別の補償は行いません。

第19条（賠償責任）

1 当社は、会員または同伴者が当施設の利用に関して損害を負った場合または第三者に損害を与えた場合、当社に故意または重過失ある場合に限り、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、賠償の範囲は、現実が発生した通常損害に限られるものとします。

2 会員または同伴者は、自己の責めに帰すべき事由により、当施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかに、自己の責任において、その賠償責任を果たさなければなりません。

3 当施設内で発生した紛失、盗難、傷害その他自己について当社及び当施設は一切の責任を負いません。

第20条（再委託）

当社は、当施設の運営に関する当社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができます。また、当該第三者に委託するのに伴い、その業務遂行のため必要な範囲内で、会員の個人情報を提供する場合があります、会員はこれを了承します。

第21条（通知予告）

当施設に関する通知または予告は、当施設所定の場所に掲示する方法または電子メール等の電磁的方法により行います。

第 2 2 条（本規約その他の規則の改定）

当社は、本規約その他の規則を改定することができます。また、改定後の本規約その他の規則は改訂日以降、全ての会員に適用されます。

第 2 3 条（所属店舗とキャンペーン適用）

月間の利用回数が最も多い店舗が所属店舗となります。入会店舗のキャンペーンを適用し入会したにも関わらず、別店舗の利用が最も多い場合にはキャンペーン適用は無効となり、所属店舗のキャンペーンが適用されます。

第 2 4 条（適用法および管轄裁判所）

この利用規約に関する準拠法は、日本法とします。当施設利用に関する会員と当社との間の紛争は、長野地方裁判所または、長野簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則．本規約は2024年10月1日より発効します。

2026年11月1日改定